## 平成25年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (2) 年間走行キロ 32,881,000 km
- (3) 年間輸送人員 218,481,100人
- (4) 1日平均輸送人員 598,500人
- (5) 主な建設改良事業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事 業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
第1款 高	速量	失 道	事業	収	益		45, 246, 435 千円
第1項	営	業	Ц	<b>X</b>	益		40, 324, 338 千円
第2項	営	業	外	収	益		4,922,097千円
			支			出	
				<b>3114</b>			40 047 007 T III
第1款 高	速	鉄道	事	業	費		42, 217, 837 千円
第1款 高 第1項		<b>鉄</b> 道 業		<b>莱</b> 費	<b>費</b> 用		42, 217, 837 十円 30, 729, 311 千円
	営						, , ,
第1項	営営	業	1	貴	用		30, 729, 311 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,593,336千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)。

λ

Δľ

					48				人	
贫	第1款 高	高速	鉄道	事第	と 資	本的	収力	(		18, 758, 148 千円
	第1項	企			業			債		11,725,000千円
	第2項		般	会	計	出	資	金		1,406,000 千円
	第3項	_	般	会	計	補	助	金		5,013,581 千円
	第4項	そ	O_	)	他	Ц	又	入		613, 567 千円
					支				出	
笋	第1款 高	高速:	鉄道	事第	と 資	本的	支出	<mark></mark> ዘ		35, 351, 484 千円
	第1項	建	彭	ī. Z	改	]	支	費		7,714,932 千円
	第2項	企	業	信	ŧ 1	賞	還	金		27, 636, 552 千円
	(債務負担	且行為	<b>点</b> )							

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限度額 営業区間施設改良工事 平成26年度から 平成27年度まで 3,692,000千円 営業区間受託工事及び 平成26年度から 設 管 理 委 託 平成29年度まで 8,802,000千円 (企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
  - (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。

(2) 限 度 額 11,725,000 千円

建設改良費充当企業債

5,666,000 千円

資本費平準化債

6,059,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は平成25事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。

- (4) 利 率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還 額の範囲内において借り換えることができる。 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び 営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 8,482,145千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

平成25年 2 月15日提出		
	横浜市長 林	文 子